

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

事前相談資料：産業廃棄物処理事業振興財団

バーゼル法規制に係る事前相談書（中古品）

【インボイスNO.】 記入日： 年 月 日

相談者	①会社名： (輸出者・輸入者・通関業者・その他())		
	②担当者 1) 氏名： 2) 所属・役職：		
	③電話 — — FAX — —	④E-mail：	
	⑤事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1) 税関の名称： 2) 担当官名： 3) 税関の指示内容： (電話)		
貨物	⑥輸出 輸入	⑦申告の予定日： 年 月 日 申告予定税関名(港)：	⑧取引量： トン (コンテナ本、フレコン袋、バラ積)
	⑨相手国： (締約国・OECD・非締約国)		
	⑩過去の中古品の輸出入実績： 新規・実績有り 実績有りの場合はその内容(時期、品目、数量)：		
	⑪中古品の内容(全ての品目の具体的な中古品(製品)種名、数量)： 製品種名(数量) 製品種名(数量) 輸出入する中古品毎に記載。		
	⑫破損、汚れ等の確認：確認済み(破損、汚れ等 無、有(→⑬へ)) 確認者の会社名、氏名： (通電等による正常作動検査結果)： 輸出入する中古品毎に記載。		
	⑬荷姿(運搬中の破損等防止策を踏まえ、梱包の方法を、品種毎に記載。):		
	⑭発生(購入)元(輸出の場合は、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。仕入元の古物営業法に基づく古物商の許可の有無。): 発生元から輸出時までの保管状況： 建屋内、その他()		
	⑮輸出入後の用途： 輸出入国での販売、再輸出、その他() (販売等事業者名、住所)		
	⑯輸出入後、軽微な修繕がある場合は、その内容：		
	⑰輸出先国で、許可等ライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無		

⑱ 貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ〔チェック〕をお願いします。）
はい いいえ

・ 今回輸出入する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 □ □
（“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。）

⑳ 事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。

・ 提出頂いた書類は、「廃棄物等輸出入管理システム」に登録させていただきます
ので、ご了承願います。 同意 □

（注）「廃棄物等輸出入管理システム」とは、事前相談の内容やこれに対する助言等を登録したシステムであり、その内容については、環境省（地方環境事務所を含む）、経済産業省、税関が閲覧可能となっています。

㉑ 以下の資料又はその写しの提出が必須です。

- 1) インボイス
- 2) 輸出入契約書
- 3) 国内取引を示す書類（契約書、仕切書、納品書、受領書等）（※必須）
- 4) 品目ごとの写真
- 5) 輸出入国での販売店舗の写真
- 6) 貨物のフロー図
- 7) 企業概要

（必要に応じ、輸出先国のライセンス（写し）」等）。なお、欄内に記載できない場合は、別添を添付ください。